

# 障がい者差別解消法

## 出前講座のご案内

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いを認め合いながら共に生きていける社会をつくるため、平成28年4月1日に、障がい者差別解消法が施行されました。  
でも・・・

「障がい者差別解消法ってそもそもどんな法律？」  
「障がいのある人に対して、どう接したらいいの？」



こんな疑問を感じていらっしゃる方も多いかもしれません。

**出雲市では、障がい者差別解消法の内容や、島根県が行っている「あいサポート運動」、障がいについて説明する「出前講座」を開催しています。**

Q：障がいてどんな種類があるの？

A：ひとことで「障がい」といっても様々にあります。身体障がいや知的障がい、精神障がい etc・・・。それぞれ特性があり、困っていることも違います。



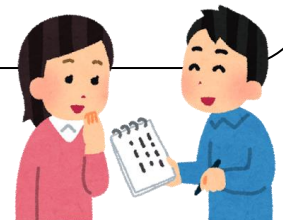
Q：聴覚に障がいのある人にはどんな配慮が必要なの？

A：会話をするときは、筆談が便利です。短く分かりやすい文章なら伝わりやすいかもしれません。

出前講座では  
こんなことをお話しします

Q：障がいのある人が困っているけど、どうすればいいの？

A：困っている様子を見かけたら、まずは「お手伝いしましょうか？」と声をかけてみましょう。



**「障がい」を知ることは、お互いを理解する第一歩。**

**まずは、「知ること」から始めましょう！**

申込みは  
裏面へ！

# 「出前講座」を希望する場合は？

## ♪申込み

特に申込み用紙はありません。  
まずは、市役所福祉推進課までご連絡下さい。  
開催のご希望の日にちや時間帯、場所等を確認させていただきます。

## ♪対象

出雲市内にある各種団体、組織、住民、企業等  
(町内会や保護者の会など、数人での開催でもOK！)



## ♪内容・所要時間

- ①障がい者差別解消法についての説明（30分）
  - ②あいサポート運動について、障がいについて（30分～1時間）
- ※ご希望に応じて調整します



あいサポートマーク

## ♪費用等

開催に関する費用は無料ですが、会場のみご用意をお願いします。  
また、資料や必要機材は市役所で用意します。

## <申込み、お問い合わせはこちら>

出雲市役所福祉推進課 障がい者福祉係

電話 21-6959 FAX 21-6598

メール fukushi@city.izumo.shimane.jp